

制度環境の変化を踏まえた 規制料金の対応について

2026年3月31日

資源エネルギー庁

制度環境の変化を踏まえた対応について

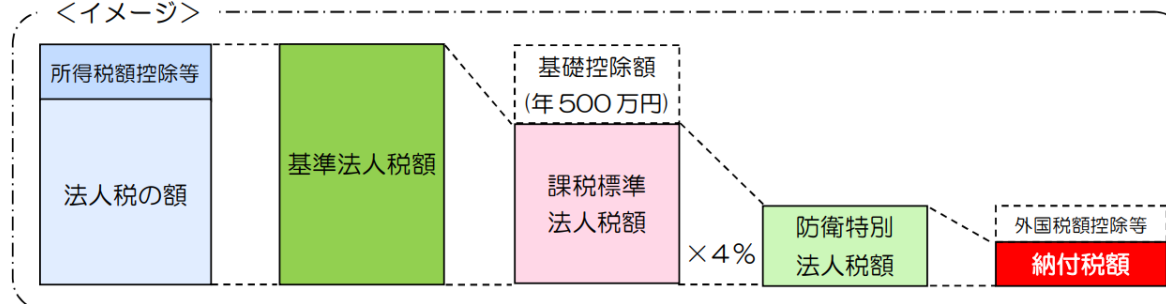
- 2025年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、**防衛特別法人税が創設**された。
- これに伴い、**2026年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となる。**
- **防衛特別法人税は、法律に基づき納付義務が課され、事業を運営するにあたって必要であると見込まれる費用**であるため、電気事業における対応と合わせ、**ガス事業や熱供給事業の規制料金において、営業費等のうち法人税等として原価に算入できるよう、関係省令等を改正することとしたい。**

<防衛特別法人税の概要>

国税庁「防衛特別法人税が創設されました」
(令和7年5月)より抜粋

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付する必要があります。

<イメージ>



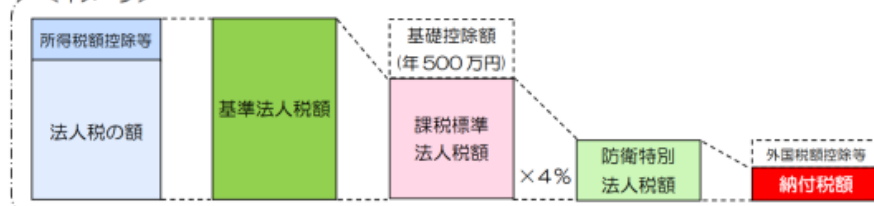
制度環境の変化を踏まえた対応について

- 2025年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、**防衛特別法人税が創設**された。
- これに伴い、**2026年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となる。**
- 防衛特別法人税は、法律に基づき納付義務が課される、事業者の裁量によらない外生的な影響を受ける費用**であるため、**経過措置料金において、営業費のうち法人税等として原価に算入できるよう、関係省令等を改正することとしてはどうか。**また、**託送料金においても同様に、制御不能費用のうち法人税等として原価に算入できるよう、あわせて関係省令等を改正することとしてはどうか。**

<防衛特別法人税の概要>

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付する必要があります。

<イメージ>



国税庁「防衛特別法人税が創設されました」
(令和7年5月)より抜粋

【参考】 関係省令等の改正イメージ

○旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第十九号）

別表第1（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

第1表（2） 営業費以外の項目

項目	算定方法
営業外費用	A. 株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。 B. 雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 地方法人税は地方法人税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

「防衛特別法人税」を追加。

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」を追加。

【参考】 関係省令等の改正イメージ

○ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）

別表第1（第4条から第7条及び第15条関係）

第1表（2） 営業費以外の項目

項目	算定方法
営業外費用	A. 株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。 B. 雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。
法人税及び地方法人税並びに住民税（法人税割に限る。）	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。 地方法人税は地方法人税法（平成26年法律第11号）に、住民税は地方税法（昭和25年法律第226号）に定めるところによるものとする。

「防衛特別法人税」を追加。

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」を追加。